

調 書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号 平成●●年（〇〇）第●●号
決 定 日	平成 2 6 年 1 月 2 4 日
裁 判 所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	小 貫 芳 信 千 葉 勝 美 鬼 丸 かおる 山 本 庸 幸
当 事 者 等	上告人兼申立人 有限会社 X 被上告人兼相手方 国
原判決の表示	福岡高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成 2 5 年 8 月 8 日判決）
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 平成 2 6 年 1 月 2 4 日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。